



10月1日は浄化槽の日です

問 環境課 上下水道係 ☎0952-75-2179



みなさんのご協力によりきれいな川や海が保たれます。浄化槽設置へのご理解をお願いします。

■浄化槽とは

水洗トイレや台所、風呂場などからの汚水を処理し、きれいな水にする施設です。浄化槽は微生物が汚水の中の汚物を食べ、きれいな水にする働きを利用しています。

■浄化槽の維持管理および保守点検が必要です

浄化槽は適正な維持管理が行われないと、その機能が十分に発揮されなくなり、その放流水が河川な

どの汚れの原因になることもあります。そこで、機械の点検・補修や消毒剤の補給などが必要です。

また、浄化槽内にたまった汚泥を抜き取り清掃をしていただく必要があります。

多久市では、住宅・店舗・事業所その他の建築物（建売住宅は除く）に浄化槽を設置しようとする場合は、補助金を交付しています。ただし、公共下水道事業計画区域内および農業集落排水処理区域内は交付されません。

お知らせ

65歳以上の介護保険料減免のお知らせ



問 佐賀中部広域連合 業務課 ☎0952-40-1135 / 高齢・障害者支援課 高齢者支援係 ☎0952-75-6033

次の条件に当てはまる人は、介護保険料が減免される場合があります。

■災害で損害を受けられた人

- ・損害割合が10分の3以上であること
- ・令和7年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

■失業（定年退職・自己都合退職は除く）や長期入院などで収入が著しく減少した人

- ・令和8年中の世帯全員の合計所得金額の合算額が令和7年中の世帯全員の合計所得金額の合算額が10分の3以上減少する見込みであること
- ・令和7年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

■低所得者の人で生活に困窮されている人

次のすべての要件を満たしている人

- ・令和8年度の介護保険料段階が第2段階または第

3段階であること

- ・世帯の令和7年中の年間収入額が100万円以下であること（世帯員がひとり増えるごとに50万円加算）
- ・住民税課税者と生計を共にしていないこと
- ・住民税課税者である親族などに扶養（税・医療）を受けていないこと
- ・世帯全員の預貯金が350万円以下であること（預貯金には、国債、生命保険の返戻金なども含む）
- ・世帯全員が所有する不動産（自己居住用および生計維持のためのものを除く）を活用しても生活に困窮していること

◎申請方法

申請内容によって提出していただく書類が異なるため、事前にお問い合わせください。

JAさが
正職員募集中！

応募資格 高卒以上（昭和61年4月以降生まれの方）

＼どんなお仕事…？／

事務

窓口

企画

営業

動画も check▼



佐賀県農業協同組合 人事課

0952-25-5190／

saiyo05@saga-ja.jp

広告